第六十四条第一項	投票人名簿	在外投票人名簿
	もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であって重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは	ものは
	もって	もって、かつ、在外投票人証又は在外選挙人証を提示して
第六十四条第二項	投票人名簿	在外投票人名簿

	直接に	在外投票人証を提出し、又は在外選挙人証を提示して、直接に
第六十六条	第六十条第一項各号	第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項各号
第六十七条第一項	投票人名簿又は	在外投票人名簿又は
	第六十条第一項各号	第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項各号
	を記入し、	及び在外投票人名簿に登録されている投票人の投票に用いるべきものである旨を記入し、
	その投票人が船員である場合にあっては当該船員の投票人名簿登録証明書に、その投票人が第八十四条第一項に規定する南極投票人証の交付を受けた者である場合にあっては当該投票人の南極投票人証に、国民投票の不在者投票用紙及び投票用封筒を交付した旨	当該投票人の在外投票人証に投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日を記入し、又は在外選挙人証に国民投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日
第六十九条第一項及び第三項	投票人名簿	在外投票人名簿
第七十条第一項	投票人名簿	在外投票人名簿
	不在者投票証明書の入っている封筒を提出し	在外投票人証を提出し、又は在外選挙人証を提示し
	投票用封筒並びに封筒に入っている不在者投票証明書	投票用封筒
第七十一条第一項	投票人名簿	在外投票人名簿
第七十一条第二項	第六十七条第二項	第六十七条第一項第一号
	不在者投票証明書の	投票用紙及び投票用封筒の
	投票人名簿	在外投票人名簿
	不在者投票証明書を提出し	在外投票人証を提出し、又は在外選挙人証を提示し
第八十八条第一項	これを不在者投票証明書とともに	これを
第八十八条第一項第一号	投票人名簿	在外投票人名簿
第八十八条第一項第二号	投票区	指定在外投票区
第八十八条第二項	投票人名簿	在外投票人名簿
	投票及び不在者投票証明書を	これを